

認定こども園 新田塚幼稚園 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 華蔵学園
所 在 地	福井市新田塚2丁目46-26
電 話 番 号	0776-26-1191
代表者氏名	理事長 荒川 周學

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	認定こども園新田塚幼稚園
施 設 の 所 在 地	福井市新田塚2丁目46-26
連 絡 先	電話番号 0776-26-1191 FAX 0776-26-7868
管 理 者	園長 荒川 慈文
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 35人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 112人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 83人
開 設 年 月 日	平成27年4月1日

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	5, 1 1 1. 1 9 m ²
	園 庭	1, 7 0 6. 2 6 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造陸屋根 2 階建
	延べ面積	1, 9 7 2. 2 2 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	0 歳児の保育
ほふく室	2 室	1、2 歳児の保育
保育室	8 室	2 組 (2 歳児クラス), 2 組 (3 歳児クラス), 2 組 (4 歳児クラス), 2 組 (5 歳児クラス)
遊戯室 (ホール)	1 室	園児の屋内運動場等
調理室	1 室	外部委託
事務室	1 室	事務処理、経理処理
会議室	1 室	役員会議等

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	員数	職務の内容
園長	1 名	職員及び業務を一元に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
副園長	1 名	園長を助け、園務を整理し、必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。
主幹保育教諭	2 名	園長、副園長を助け、命を受けて園務を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
指導保育教諭	1 7 名	園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
保育教諭	1 0 名	園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
教育・保育補助員	3 名	園児の教育及び保育の補助業務を行う。 専門的立場からすべての園児の保健及び環境衛生の実態を把握し、疾病や情緒障害、体力、栄養、心身の健康等に関する問題を持つ園児及び保護者の指導及び支援を行う。
栄養士	1 名	外部委託 (メフォス㈱)
調理員	6 名	外部委託 (メフォス㈱)

学校医	1 名	本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 2 2 条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校歯科医	1 名	本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 2 3 条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校薬剤師	1 名	本園における健康管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 2 4 条に基づいて、技術及び指導に従事する。
事務職員	3 名	本園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
運転手	2 名	本園における園児の送迎バスの運転を行う。
バス助手	2 名	本園における園児の送迎バスの運転手を助け、園児の送迎を行う。

6 教育・保育を提供する日

支給認定区分ごとに、次のとおり提供する日及び休業日が異なります。

認定区分	提供する日	休業日
1 号認定子ども	月曜日から金曜日	土曜日、日曜日、祝祭日 夏季休業（7 月 2 1 日から 8 月 3 1 日まで） 冬季休業（1 2 月 2 4 日から 1 月 7 日まで） 学年末休業（3 月 2 4 日から 3 月 3 1 日まで） 学年始休業（4 月 1 日から 4 月 8 日まで）
2 号認定子ども 3 号認定子ども	月曜日から土曜日	日曜日、祝祭日 年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 4 日）

7 教育・保育の提供時間

支給認定区分ごとに、次のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1 号認定子ども	教育標準時間	1 0 時～1 4 時 3 0 分【※ 1】
2 号認定子ども 3 号認定子ども	保育標準時間（最大 1 1 時間）	7 時 0 0 分～1 8 時 0 0 分【※ 2】
	保育短時間（最大 8 時間）	8 時～1 6 時【※ 3】

【※ 1】

1 4 時 3 0 分を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かりを利用することもできますので御相談ください。（別途利用者負担額が必要となります。）

【※ 2】

7 時 0 0 分から 1 8 時 0 0 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案

し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定させていただきます。

なお、18時00分から19時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育（延長保育）の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

【※3】

8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定します。

なお、8時から16時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から18時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定区分に応じて、上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 障がい児保育

障がいを有する児童に対して、健常児とともに集団保育をすることによって、健全な社会性の成長発達を促進するための教育・保育を提供します。

(3) 仏教保育の理念による保育を提供

保育室にて毎朝、仏参を行い、仏さまのお話しをします。

子ども達は、自分自身を見つめて「ありがとう」「おかげさま」「ごめんなさい」の気持ちを忘れない生活を心掛けた生活を提供します。

(4) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します。

通園バスを御利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

(5) 食事の提供

児童の年齢に応じた食事の提供を行います。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）

支給認定を行った市町村が定める利用者負担額（保育料）を当園にお支払いいただき

ます。

- (2) 特定教育・保育の質の向上を図るための特定負担額
別表に掲げる費用を負担していただきます。
- (3) 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担等
別表に掲げる費用を負担していただきます。
- (4) 2号認定子ども・3号認定子どもに係る延長保育利用者負担
延長保育を利用された場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます
- (5) 1号認定子どもに係る一時預かり利用者負担
在園する1号認定子どもが一時預かりを利用した場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。

10 利用の開始に関する事項等

当園は、1号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込をうけたとき又は市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとします。

- (1) 利用申込のあった1号認定子どもと現に当園を利用している1号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合
 - (2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に当園を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、当園の利用定員の総数を超える場合
 - (3) 園児の受け入れにあたり、自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合
- 2 前項第1号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念、基本方針等に基づく選考等あらかじめ園長が明示した公正な方法により選考します。

11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

12 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

- (1) 内科

医療機関の名称	春日クリニック
医 院 長 名	春日 健孝
所 在 地	坂井市春江町江留上新町9
電 話 番 号	0776-51-6080

(2) 歯科

医療機関の名称	高垣歯科
医 院 長 名	高垣 喬三
所 在 地	福井市大宮 3 丁目 3 0 - 2 7
電 話 番 号	0 7 7 6 - 9 7 - 8 6 2 8

(3) 薬剤師

名 称	薬剤師
薬 剤 師 名	安久 昌宏
所 在 地	福井市宝永 3 丁目 1 0 - 7
電 話 番 号	0 7 7 6 - 2 2 - 5 5 9 2

1 3 緊急時の対応方法

教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、園医又は園児の主治医に相談する等、必要な措置を講じます。

<近隣の緊急連絡先>

福井(明新)警察署	福井市灯明寺 1 丁目 1 3 0 3 - 1 TEL 0 7 7 6 - 2 4 - 6 6 3 8
福井中消防署	福井市松本 4 丁目 9 - 3 6 TEL 0 7 7 6 - 2 2 - 0 1 1 9

1 4 非常災害時の対策

非情災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

防火管理者	荒川慈文
非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 (有) ・誘 導 灯 (有) ・ガス漏れ報知機 (有) ・非常警報装置 (有) ・非常用電源 (有) ・スプリンクラー (有) ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 (有)
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

1 5 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情 受付担当者	氏名 堀端洋子、大垣内悦子 電話番号 0 7 7 6 - 2 6 - 1 1 9 1
----------------	---

相談・苦情 解決責任者	氏名	堀端洋子、大垣内悦子
	電話番号	0 7 7 6 - 2 6 - 1 1 9 1
第三者委員	おやじの会会 長	電話番号
		役職・肩書等 評議員
	母の会会長	電話番号
		役職・肩書等 評議員

※当園では、面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。
また、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	損害保険(損害保険ジャパン株式会社)	
保険の内容	① 人身傷害保険	②教職員傷害
	③ P T A総合	④加入園賠償責任
保険金額（補償限度額）	① 1 億円	② 2 5 0 万円
	③ 2 4 5 . 3 万円	④ 1 億円

1 7 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 当園の職員は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。
- (2) 当園の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (3) 当園は、小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ることとします。

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

この重要説明書は令和7年4月1日から採用する。

認定こども園 新田塚幼稚園

園長 荒 川 慈 文 様

私は、本書面に基づいて認定こども園 新田塚幼稚園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

児童氏名

保護者住所

保護者氏名 印

児童との続柄

別表

1 特定負担額（上乗せ徴収）

項目	内容、理由及び目的	対象児童	金額
入園準備金	新園児の環境を整えるため	全園児	入園時 10,000円
施設設備費	施設整備の更新と維持のため	0歳児	月額 2,000円
〃	〃	1歳児	月額 2,000円
〃	〃	2歳児	月額 2,000円
〃	〃	3歳児以上	月額 3,000円

2 実費徴収

項目	内容、理由及び目的	対象児童	金額
年間教材費	園児の教育のため	3歳児以上 進級時	18,500円
給食費	給食を通して食育を図るため	1号認定	月額 7,800円
		2号認定	月額 9,350円
バス代	園児の通園を便利にするため	利用者(1号認定のみ)	片道 3,000円 往復 6,000円
		利用者(2号認定のみ)	片道 3,600円 往復 7,200円
		長期休みにバスを利用する場合(1号認定のみ)	一回につき 180円(片道) 360円(往復)
スイミング代	園児の健康増進を図るため	5歳児	1回 1,300円
制服・保育用品	園の規律のため		購入額
特別行事、園外活動	園児の教育のため		実費
保健衛生費	園児の保健衛生のため (おむつ処分料含む)	0.1.2歳児	月額 1,500円
母の会費	保護者との連絡、融和のため	3歳児以上	月額 600円

3 2号認定・3号認定子どもに係る時間外保育（延長保育）に関する利用者負担

(1) 保育標準時間認定子どもに係る利用者負担

市が定める金額

30分未満 日額 100円（月上限額1,500円）

30分超	日額	200円（月上限額2,500円）
閉所時間以降	日額加算	100円

(2) 保育短時間認定子どもに係る利用者負担

市が定める金額

午前7時から午前8時まで	無料
午後4時以降4時30分まで	日額 100円（月上限額1,500円）
午後4時30分以降6時まで	日額 200円（月上限額2,500円）
午後6時以降	日額 300円（月上限額3,500円）
閉所時間以降	日額加算 100円

4 1号認定子どもに係る一時預かり（幼稚園型）に関する利用者負担

日額（平日）4時間以内は460円、4時間以降は+100円

日額（長期休業）4時間以内は460円、4時間以降は+100円

日額（休日） 600円

個人情報使用同意書

貴園への入園に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- 他の保育所等へ転園する場合、その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

認定こども園 新田塚幼稚園

園長 荒川 慈文 様

年 月 日

児童氏名 :

保護者住所 :

保護者氏名 :

印

児童から見た続柄 :